

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
八千代市中小企業者等経営支援金支給要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、経営の安定に支障が生じている中小企業者等に対する支援として、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う八千代市中小企業者等支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における「中小企業者等」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同法第2条第5項に規定する小規模企業者並びに個人事業主等の個人で事業を営む者をいう。

(支給要件)

第3条 支援金の支給を受けることができる中小企業者等（以下「支援対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和2年1月から同年9月までのうち、任意のひと月の売上高が前年の同じ月と比較して20%以上減少していること。
- (2) 基準日（令和2年1月1日）に八千代市内に事業所を有し、法人の場合は法人登記（本店又は支店の登記が八千代市内であること）を、個人の場合は八千代市に住民登録をされている者で、今後も事業を継続する意思がある事業者であること。
- (3) 事業の内容が法令等に抵触しておらず、また公の秩序又は善良の風俗を害し、若しくはこれらを害するおそれのないこと。

2 前項第2号の要件を満たしていない場合であっても、中小企業者等が次の各号のいずれかに該当し、かつ、今後も事業を継続する意思があるときは、前項第2号の要件を満たしているものとみなす。

- (1) 八千代市に対し事業に関する税を納めている。
- (2) 八千代市内に店舗、事業所等の営業拠点を構えている（前号を除く。）。

3 第1項の規定にかかわらず、支給を受けようとする中小企業者等の代表者及び役員等が次の各号のいずれかに該当する場合は、対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に該当する場合
- (2) 次のいずれかの行為を現にしており、又はいずれかの行為をした場合
 - ア 自己又は他人の不正な利益を図り、又は他人に損害を加える目的で法に規定する暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）を利用する行為
 - イ 売買契約、請負契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等を含む。）が暴力団等であることを知りながら当該契約を締結する行為

ウ 暴力団等の活動を助長し、又は暴力団等の運営に資することとなることを知りながら、暴力団等又は暴力団等が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれに準ずる行為

(3) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している場合（前号を除く。）

(支給金額及び支給回数)

第4条 市は、前条に掲げる要件を全て満たしている者に、150,000円を支給する。

2 支援金の支給回数は、1事業者につき1回限りとする。

(申請)

第5条 支援金の申請は、令和2年10月末日までに、次の各号に掲げる書類を提出することにより行わなければならない。

(1) 八千代市中小企業者等経営支援金支給申請兼請求書（第1号様式）

(2) 第1号様式の申請内容が確認できる資料

(3) 誓約書

(4) その他市長が必要と認める書類

(審査)

第6条 市は、前条に掲げる申請に関する書類等に基づき、支援金の支給の可否について審査する。

(支給の可否の通知)

第7条 前条の審査による支給の可否については、八千代市中小企業者等経営支援金支給決定（却下）通知書（第2号様式）により通知するものとする。

2 市は、前項の通知書による支給の決定をもって、第4条第1項に規定する支給金額の支給を決定したものとみなす。

(支援対象に関する特例)

第8条 平成31年4月から令和元年12月までの月の間に新たに事業を開始した場合及びこの期間に事業承継、法人成り等があった場合その他市長が認める場合の算出方法は、別に定める。

(支援金の返還)

第9条 支援対象者は、支援金の支給を受けた後に当該支給の請求に偽り等の不正な事実が認められた場合は、支援金として支給を受けた額の全部を返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年5月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正内容は、令和2年6月3日から施行し、同年5月28日以後に支援金の申請のされた分について適用する。

(経過措置)

- 2 この改正内容の施行前に支援金の交付が決定され、又は交付の決定により支援金が支給された者については、改正後の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う八千代市中小企業者等経営支援金支給要領第4条第1項に規定する支援金の額の決定を新たに受けたものとみなす。

(差額調整)

- 3 前項の規定により支援金の額の決定を新たに受けたとみなされた者のうち、既に支援金の支給を受けた場合は、新たに決定を受けた支援金の額から既に支給を受けた額を除いた額を支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正内容は、令和2年7月1日から施行し、同年5月28日以後に支援金の申請のされた分について適用する。

(既に申請のなされたものに対する措置)

- 2 市は、この改正内容の施行前に出された申請について、改正後の新型コロナウイルス感染症の影響に伴う八千代市中小企業者等経営支援金支給要領第3条の支給要件を審査するために必要な場合は、施行前に申請をした者に対し、申請書類の追補等を求めることができる。

附 則

この改正内容は、令和2年9月15日から施行する。